障生第２５１７号

平成３１年３月１３日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

**児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける**

**平成31年度の報酬区分の見直しについて（通知）**

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、平成30年度報酬改定により、報酬区分が導入され、平成31年度の報酬区分は、別添に記載の方法により延べ利用児童数の実績に基づいて判定することとなりました。

　つきましては、別添を参照のうえ、必ず平成31年度の報酬区分を判定いただき、判定の結果、報酬区分が変更となる場合は下記により届出をお願いします。

　判定の結果、報酬区分に変更がない場合は届出不要としますが、判定の根拠となる資料は必ず保存しておいてください。

報酬区分が変更となるにもかかわらず届出をせず、不正な請求を行った場合は、返還が必要となり指導等の対象となります。

なお、平成31年4月から、障がい児通所支援にかかる指定・指導権限は中核市に移譲しますので、中核市に所在する事業所におかれましては、送付先にもご留意ください。

記

**１　届出を要する事業所**

　　　児童発達支援又は放課後等デイサービスで、判定の結果、平成30年3月現在適用している区分から、**報酬区分が変更となる事業所**

　　　※児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所は対象外です。

　　※新設等で平成30年度中の実績が1年未満の事業所は、別の取扱いとなります

**２　提出期間**

**平成31年4月1日（月）～平成31年4月15日（月）【必着】**

**３　提出先・提出方法**

平成31年度から、障がい児通所支援にかかる指定・指導権限を中核市に移譲します。中核市**（東大阪市、豊中市、枚方市、高槻市、八尾市、寝屋川市）**に所在する事業所は、平成31年4月以降、各市へ各種届出等を行っていただくことになります。

その他の市町村に所在する事業所は従来どおり大阪府へ**郵送**で提出してください。

　　※　あて先は裏面をご確認ください。

**５　提出書類**

別添の「◆提出書類」をご確認ください。

　　　様式は、府ホームページに掲載しています。

　　　≪府ホームページ≫　　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/h31housyu-kubun.html>

　　　※中核市に所在する事業所も、平成31年度報酬区分の変更にかかる届出については府ホームページに掲載している様式をお使いください。

**６　変更後の報酬区分の適用開始**

**平成31年4月のサービス提供分から**適用します。

**≪郵送先一覧≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府 | 〒５４０－８５７０（住所記載不要）  大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 東大阪市 | 〒５７７－８５２１　東大阪市荒本北一丁目１番１号 東大阪市　子どもすこやか部　子ども見守り課 |
| 豊中市 | 〒５６１－８５０１　豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階 豊中市　こども未来部　こども政策課 認可**指定**係 |
| 枚方市 | 〒５７３－８６６６　大阪府枚方市大垣内町２－１－２０ 枚方市　福祉部　福祉指導監査課　法人・障害福祉事業者グループ |
| 高槻市 | 〒５６９－８５０１　高槻市桃園町２番１号　総合センター１４階 高槻市 福祉指導課 障がい福祉事業チーム |
| 八尾市 | 〒５８１－０００３　八尾市本町1-1-1 八尾市　地域福祉部　福祉指導監査課 |
| 寝屋川市 | 〒５７２－８５６６　寝屋川市池田西町24番5号  寝屋川市　福祉部　指導監査課 |

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4487